

令和4年

第2回市議会臨時会 議案第6号

専決処分の報告について

函館市税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日次のとおり専決したので、議会の承認を求める。

令和4年5月23日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第30条の10第2項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第8項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第53条の2中「固定資産課税台帳」の後ろに「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第53条の3中「証明書」の後ろに「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第8条の3第3項中「第15条第27項第1号イ」を「第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「第15条第27項第1号ロ」を「第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「第15条第27項第1号ハ」を「第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「第15条第27項第1号ニ」を「第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「第15条第27項第2号イ」を「第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「第15条第27項第2号ロ」を「第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「第15条第27項第2号ハ」を「第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「第15

条第 27 項第 3 号イ」を「第 15 条第 26 項第 3 号イ」に改め、同条第 11 項中「第 15 条第 27 項第 3 号ロ」を「第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に改め、同条第 12 項中「第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改め、同条第 13 項中「第 15 条第 30 項」を「第 15 条第 29 項」に改め、同条第 14 項中「第 15 条第 34 項」を「第 15 条第 33 項」に改め、同条第 15 項中「第 15 条第 35 項」を「第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 8 条の 4 第 4 項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 6 項各号列記以外の部分中「特定熱損失防止改修住宅または」を「特定熱損失防止改修等住宅または」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 10 条第 1 項中「100 分の 5」の後ろに「（商業地等（法附則第 17 条第 4 号に規定する商業地等をいう。以下同じ。）に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5）」を加え、同条第 2 項中「（法附則第 17 条第 4 号に規定する商業地等をいう。以下同じ。）」を削る。

附則第 17 条第 1 項中「100 分の 5」の後ろに「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5）」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税につ

いて適用し，令和 3 年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は，令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和 3 年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。